

信州地酒ブランド発信事業業務委託仕様書（案）

この業務仕様書は、長野県知事 阿部守一（以下「委託者」という。）が行う信州地酒ブランド発信事業に係る業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

1 目的

高品質な県産日本酒・ワインを認定する制度「G I 長野」の認知度向上とブランド化推進を図るため、「G I 長野」の価値や魅力発信を強化し、インバウンドを含む県内外の消費拡大につなげる。

2 関係法令等

本業務の実施に関しては、本仕様書によるほか、下記の関係法令等を遵守して行う。

- (1) 長野県財務規則及び諸規則
- (2) 委託契約書
- (3) その他関連法令及び通達

3 委託期間

委託契約の締結日から令和8年2月27日まで

4 業務の内容

(1) 「G I 長野」の魅力発信するツールの作成

高品質な県産日本酒・ワインである「G I 長野」の価値や魅力を県内外の消費者等にわかりやすく伝えるため、「G I 長野」の認定基準の解説や認定審査会の様子を盛り込んだ動画を作成すること。

- ① 県内酒蔵やワイナリーによる長野県の気候や風土、酒米やぶどう等の原料、酒蔵やワイナリーの歴史や文化等の酒造りの背景やストーリーに関する説明をすること。
- ② 酒類の地理的表示（G I）制度及びG I 長野の概要（日本酒、ワインのそれぞれの生産基準や認定プロセス）についての解説すること。
- ③ 長野県原産地呼称管理委員会によるG I 長野の官能審査会の審査風景を入れること。
- ④ 動画の長さは4分程度とする。
- ⑤ 動画は日本酒とワインのそれぞれで作成すること。
- ⑥ 英語のテロップを入れること。

(2) 雑誌・SNS等を活用した信州地酒の発信

首都圏の消費者や酒類に関心がある消費者が「G I 長野」をはじめとする信州地酒の存在を認知し、信州地酒の消費につながるように、様々な媒体を活用して酒蔵・ワイナリー等のストーリーや酒造りのこだわり等を発信する。なお、活用する媒体の選定や発信の内容・方法にあたっては、提案を基本として委託者と協議すること。

- ① 全国的に閲覧されており、酒類や旅行等の情報を発信している雑誌やウェブメディア等へ信州地酒の魅力を発信する記事を掲載すること。
- ② 主に酒類の情報を発信しているインフルエンサー（2名程度）を活用し、SNSで信州地

酒のイベントや酒蔵・ワイナリー巡り等の紹介動画により、信州地酒の魅力を発信すること。

- ③ 長野県と首都圏を結ぶ公共交通機関（新幹線や高速バス等）において信州地酒の広告をすること。
- ④ それぞれの媒体での発信は長野県への旅行シーズンに合わせ、夏から秋にかけて実施すること。

5 業務等の報告

(1) 進捗状況等報告

受託者は、委託者から要求のあった場合には、速やかに進捗状況を報告するものとする。

(2) 完了報告

受託者は、委託業務完了時に事業の成果を取りまとめた委託業務完了報告書及び成果品を、令和8年2月27日までに委託者に提出しなければならない。

6 成果品

契約書第7条の本業務の成果品は、以下のとおりとする。

(1) 「G I長野」の魅力を発信する動画

- ・ 「G I長野」の動画を保存したDVDなどの記憶媒体
(日本酒とワインのそれぞれ納品)

(2) 雑誌・SNS等を活用した信州地酒の発信

- ・ 信州地酒の記事を掲載した雑誌 3部
- ・ 雑誌等に掲載した記事の入稿データ等
- ・ 事業実施期間におけるSNSの各種データ（投稿内容、視聴者数、コメント内容等）
- ・ 新幹線等に掲載した広告等のデータ
- ・ 新幹線等での広告の状況が分かる画像データ

(3) 権利の帰属

- ・ 委託により作成された成果品に関する全ての権利は、委託者に帰属する。また、著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は受託者において必要な権利処理を行うこと。
- ・ 本事業成果物等に関係する権利は、受託者が従前権利を有していたものを除き、委託者に帰属する。

また、加工及び二次利用できるものとする。なお、合理的な理由がある場合はこの限りではないが、留保される権利について、委託者に無制限で使用許諾し、一切の権利行使をしないこと。

7 完了検査

- (1) 受託者は、本業務の完了後、本業務の総括責任者の立ち会いの上、委託者の検査を受けるものとする。
- (2) 成果品について委託者から補正の指示があった場合は、速やかに補正を行い、再検査の合格をもって完了とする。
- (3) 完了検査終了後、成果品に受託者の誤りによる欠陥・欠点が発見された場合は、委託者の指示に従い受託者の責任で補正を行わなければならない。

8 個人情報の取得・保護・管理等

- (1) 受託者は、本業務の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。
- (2) 受託者は、個人情報の保護には十分に注意し、流出・損失を生じないこと。
- (3) 受託者は、成果品（業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複製させ、又は譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

9 その他

- (1) 受託者は、やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ産業技術課と協議の上、承認を得なければならない。
- (2) 受託者は、本仕様書に記載されていない事項については、産業技術課の指示に従わなければならない。
- (3) 委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、書面によりこれを定める。
- (4) 受託者は、本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、産業技術課と協議しなければならない。